

# FORTINET™ CLOUD サービス販売規約

本 FORTINET™ CLOUD サービス販売規約（以下「本規約」といいます）は、お客様が CTCSP 株式会社（以下「当社」といいます。）より、Fortinet, Inc.（以下「Fortinet 社」といいます。）が提供する SaaS サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用権を購入するにあたり、当該利用権の売買及び本サービスの利用に係る条件を定めるものです。お客様は当社より購入した本サービスを利用するにあたり、本規約及び本規約中に言及される「Fortinet サービス規約」を遵守するものとします。

## 第 1 条（本サービス）

本サービスは、Fortinet 社が提供する FortiGate™、FortiWiFi™、FortiSwitch™、FortiExtender™、FortiAP™、FortiSASE™、FortiEDR™ の各製品、その他 Fortinet 社が指定する製品（以下総称して「対象製品」といいます。）をクラウド上での管理するためのサービスとなります。

2. お客様が当社より本サービスを購入する場合、本サービスの購入及び利用については本規約及び Fortinet 社が定める各規約（別途お客様に交付される各製品を対象とした SERVICE DESCRIPTION 及び当該規約中にて参照されるすべての規約を含み、以下総称して「Fortinet サービス規約」といいます。）が適用されます。お客様は、本規約及び Fortinet サービス規約の内容をよく読み、理解したうえで第 2 条第 1 項に定める方法にて当社に申込みを行うものとします。なお、本規約の対象は、本サービスの利用に関する事項のみとなり、対象製品の購入及び対象製品のサポートに関しては、別途 Fortinet 社、当社又はその他の事業者が定める内容にて契約を締結する必要があります。

## 第 2 条（契約の成立）

お客様が本サービスの利用を希望するときは、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を当社に提出するものとします。当社は、本申込書をお客様から受領した後、Fortinet 社に本申込書の内容を伝達し、Fortinet 社が本申込書の内容を承諾すると、お客様と当社の間で本規約及び本申込書の内容にて契約が成立します。またお客様と Fortinet 社の間で Fortinet サービス規約の内容にて契約が成立します。

2. Fortinet サービス規約は、別途 Fortinet 社が日本語版を正としてリリースしない限り、原則として英語で提供されるものであることをお客様は了承します。英語にて提供される Fortinet サービス規約について、当社は翻訳又は説明の義務を負うものではなく、お客様は自らの責任にてその内容を確認するものとします。

## 第 3 条（規約の変更、優先適用）

本規約及び Fortinet サービス規約は予告なく変更される場合があります。お客様は、自己の責任にて当社のウェブサイト又は Fortinet 社のウェブサイト上に開設されるお客様のアカウントにアクセスし、変更の有無及びその内容について確認するものとします。

## 第 4 条（利用権の販売）

第 2 条第 1 項の定めに従い、Fortinet 社が本申込書の内容を承諾した場合、当社は本サービスの利用に必要な情報をお客様に通知します。なお、お客様が実際に本サービスの利用を開始したか否かにかかわらず、当該情報の通知をもって、本サービス利用権の売買に係る当社の義務は履行完了とします。

## 第 5 条（譲渡禁止）

お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本サービスに関する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または引受させてはならないものとします。

## 第 6 条（利用料）

本サービスの利用料については、別途当社よりお客様に提示するものとし、お客様は、本サービスの利用料を当社が定める方法にて、当社又はお客様が本サービスを購入した当社の販売店等に支払うものとします。なお、本条の規定は、Fortinet 規約の他の如何なる規定よりも優先して適用されるものとします。

## 第 7 条（契約期間、更新）

本サービスの利用期間は本申込書に記載のとおりとなり、本サービスの利用期間中における、お客様都合による解約はできないものとします。

2. お客様が本サービス利用期間の更新を希望しない場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日の 30 日前までに、当社に対して本

サービスの利用を終了する旨の通知を行うものとします。この場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日若しくは更新されたサービス利用期間の終了日をもって、お客様における本サービスの利用期間は終了するものとします。

3. 当社は、本サービスの期間中、又は本サービスの更新時に、お客様と当社の間で成立した契約に基づく契約上の地位を Fortinet 社又は Fortinet 社が指定する他の事業者に譲渡する場合があります。お客様はこれを承諾します。

## 第 8 条（サポートサービス）

本サービスの利用に関連して、当社は以下のサポートサービスをお客様に提供します。但し、当該サポートサービスは、本サービスの利用に関して、お客様に生じる全ての問題を解決できるものではないことにお客様は了承します。

### 【サポート概要】

時間：平日 9 時～17 時 30 分

内容：ソフトウェア QA 対応（Web フォーム）/電話

TEL：0120-19-6696

URL：<https://support.ctct.co.jp/cs/>

サポート内容：

メーカー公開情報を元に以下を対応

- ・出力されたログの意味
- ・構築完了後の一般的な設定方法と影響範囲のご質問
- ・障害発生時の調査、調査方法のご質問
- ・バージョンアップに伴う情報提供

（アップグレード前後の設定比較は対象外）2. 前項に定めるサポートサービスは、あくまで本サービスの提供に関する事項を対象としたものであり、対象製品の不具合は本サポートサービスの範囲外であることをお客様は了承します。

3. お客様と Fortinet 社又は当社の間で別途合意がなされない限り、本サービスに関連してお客様に提供されるサポートサービスは、前項のサービスをもってその全てとします。
4. 当社は、本条に定めるサポートサービスを、第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第 9 条（電気通信回線）

お客様が使用する端末機器から本サービスに接続する電気通信回線は、お客様自身の責任と費用負担において確保、維持されるものとします。

## 第 10 条（保証）

本サービスの機能、品質に関する保証は Fortinet サービス規約に則り Fortinet 社よりなされるものとします。当社は本サービスに対して独自に保証を行わず、法律上の契約不適合を含め、本サービスの内容、品質について、如何なる責任も負わないものとします。

## 第 11 条（損害賠償）

本サービスは Fortinet 社の責任で提供されるものであることから、本サービスの内容、品質に関連してお客様に発生した損害につき、当社は一切賠償責任を負わないものとします。

2. 前項に定める場合以外で、当社の責によりお客様に損害が発生した場合、当社は、お客様に直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、これを賠償するものとします。但し、当該賠償金額の総額は、請求の原因となる事象の発生より過去 12 ヶ月において、お客様が本サービスの利用料として当社に現実支払った金額を上限とします。なお、当社は如何なる場合においても、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負いません。

## 第 12 条（データの保存）

1. お客様は本サービスの利用に係る一切の行為（データの保存、閲覧、削除、送信、バックアップ等）を自己の責任で行うものとし、

当社はデータの毀損、漏洩、消失について一切責任を負わないものとします。

2. お客様が本サービスの利用に伴い Fortinet 社のサーバに保存するデータは、日本国外のデータセンタに保存される場合があることをお客様は了承します。
3. お客様は本サービスの利用に関するデータの保存、送信について、外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連規制を遵守するものとします。

#### 第13条（第三者との紛争）

お客様は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は、第三者から請求がなされた場合、自己の責任と費用を以て処理、解決するものとします。また、当該第三者から何らかの請求、異議等が Fortinet 社（Fortinet 社の日本子会社を含む、以下同じ）若しくは当社に対して申し立てられた場合、お客様は自己の責任と費用でその解決を図り、Fortinet 社若しくは当社に生じた損害（第三者に支払うべきとされた損害賠償金及び和解金並びに Fortinet 社若しくは当社が負担した弁護士費用を含む。）を賠償するものとします。

#### 第14条（監査）

当社はお客様における本サービスの利用状況について確認、検証する必要があると判断した場合には、お客様に対して監査を実施することができるものとし、お客様は当社又は当社が指定した者のお客様の事業所への立入、資料提出その他必要な協力を行うものとします。

#### 第15条（契約解除）

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、お客様と当社間に成立した契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① お客様が本規約又は Fortinet サービス規約の何れかの条項に違反し、当社が相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき
  - ② Fortinet 社が Fortinet サービス規約に従い、お客様への本サービスの提供中止を決定したとき。
  - ③ お客様が支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執行、仮差押、仮処分、租税滞納処分、競売を受けたとき
  - ④ お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ⑤ お客様において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理（事業再生ADRを含む。）開始の申立てがあったとき
  - ⑥ お客様が監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処分を受けたとき
  - ⑦ お客様が資本減少、営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
  - ⑧ 前各号の他、お客様の信用状態に不安を生じたと判断されたとき
2. 前項各号のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合、お客様は当社に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して当社に支払わなければならないものとします。
  3. 本条に基づく解除は、当社がお客様に対し、発生した損害について賠償請求することを妨げるものではありません。

#### 第16条（秘密保持）

お客様及び当社は、本サービスの提供に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等の有形媒体にて開示される場合は当該媒体に秘密である旨の表記がされた情報、口頭などの無形媒体にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。

また、お客様及び当社は、本サービスの提供に関する権利の行使及び義務の履行以外の目的のために秘密情報を使用してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、お客様及び当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わな

いものとします。

- ①相手方からの開示の時点で既に公知の情報
  - ②相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
  - ③相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
  - ④第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - ⑤相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報
  - ⑥法令により開示することが義務づけられた情報
3. 本条に定めるお客様及び当社における、それぞれの秘密保持義務の存続期間は、秘密情報が開示された日より5年間とします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

お客様及び当社は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をいう。）が、本サービスに係る契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、各国にてテロリストとして指定されている組織、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。）を表明し、保証する。

2. お客様又は当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

#### 第18条（余後効）

第10条（保証）、第11条（損害賠償）、第12条（データの保存）、第13条（第三者との紛争）、第14条（監査）、第16条（秘密保持）、本条、第19条（合意管轄）及び Fortinet サービス規約において本サービス利用期間終了後も存続する旨が定められている規定については、本サービスに係る契約が終了した後も存続するものとします

#### 第19条（合意管轄）

本規約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社で誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。万が一協議が整わず、お客様と当社間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上